

第 74 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	過払発生年度		内訳	金額等	
県税 還付 過払 返還 金	平成22年度	TFK株式 会社	未返還 元金	1, 339円	県税還付過払い の相手方に係る会 社更生法の更生手 続が終結し、債務 が免責となり、今 後回収の見込みが ないため。
			その他	未返還元金に係 る利息の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。